

福岡県公報

平成25年9月24日
第3533号

目次

告示(第1440号-第1446号)

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 1
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 1
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) …………… 1
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 2
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 2
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) …………… 2
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画課) …………… 2

公告

- 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企画交通課) …………… 3

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 3
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 4
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 4
- 年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 5

告示

福岡県告示第1440号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成25年9月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域
京都郡苅田町鳥越町2番6の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物
- 3 自然由来特例区域等への該当性
埋立地管理区域(規則第58条第4項第11号)に該当

福岡県告示第1441号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年9月24日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市星野村字大藪、當ノ迫及び長尾(新星野地区大藪換地区)	平成25年9月10日

福岡県告示第1442号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市星野村字中ノ尾及び荒花 (新星野地区光延換地区)	平成25年9月10日

福岡県告示第1443号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、糸島市前原東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成25年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

就任した理事

氏 名	住 所
井上 慎一郎	糸島市篠原東一丁目1番40号
井上 靖	糸島市前原南二丁目25番11号

福岡県告示第1444号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、久山町上久原土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成25年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

就任した理事

氏 名	住 所
久芳 三千夫	糟屋郡久山町大字久原668番地1

退任した理事

氏 名	住 所
安川 勝	糟屋郡久山町大字久原658番地

福岡県告示第1445号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、久山町上山田土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成25年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

就任した理事

氏 名	住 所
中田 光美	糟屋郡久山町大字山田647番地2
國崎 建三	糟屋郡久山町大字山田638番地
宿 省三	糟屋郡久山町大字山田1784番地7
大神 泰光	糟屋郡久山町大字山田831番地5
金丸 勇夫	福岡市東区下原一丁目16番17号
草場 善治	福岡市東区土井一丁目10番13-102号

福岡県告示第1446号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成25年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 組合の名称
久山町上山田土地区画整理組合
- 事務所の所在地
糟屋郡久山町大字山田1784番地7
- 設立認可の年月日
平成25年8月21日

4 定款の変更の内容
事務所の所在地を次のように変更する。
糟屋郡久山町大字山田647番地2

5 変更認可の年月日
平成25年9月11日

公 告

公告

平成25年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のように公開されるので、公告する。

平成25年9月24日

福岡県知事 小 川 洋

- 日時
平成25年10月8日 午後1時30分
- 会場
福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室
- 予定議案
 - 街路事業（（都）福岡駅前線外3路線）について
 - 街路事業（西鉄天神大牟田線（連続立体交差事業））について
 - 下水道事業（筑後川中流右岸流域下水道）について
 - 道路事業（筑紫野古賀線（須恵粕屋工区））について
 - 道路事業（国道322号（甘木大刀洗バイパス））について
 - 海岸事業（柳川海岸）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画交通課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第237号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年9月24日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- 講習会の日時
平成25年10月24日（木） 午前10時から午後5時までの間
- 講習会の場所
飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室
- 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ

- と。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
 - (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
 - (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第238号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年9月24日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成25年10月21日（月） 13：30～16：30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成25年10月22日（火） 13：30～16：30	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
平成25年10月25日（金） 13：30～16：30	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ

- と。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
 - (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
 - (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第239号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成25年9月24日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年11月7日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成25年11月14日（木） 9：00～17：00（原則）			
平成25年11月21日（木） 9：00～17：00（原則）			

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成25年11月7日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第240号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成25年9月24日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成25年11月4日（月・祝）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。